

電子マニフェストシステム利用細則及び電子マニフェストシステム 利用代表者の行う事務手続き等に関する細則の改正について

情報サービス部

令和3年8月16日の加入規約の改正に伴い、電子マニフェストシステム利用細則及び電子マニフェストシステム利用代表者の行う事務手続き等に関する細則を改正することとしております。

【主な変更点】

(1) 団体加入基本料設定に係る変更（令和4年4月適用）

令和4年度より団体加入に基本料を設定することに伴い、関連する表を変更

(2) 団体加入の取消しに係る変更（令和3年11月適用）

利用代表者の操作による団体加入の取消し関連の規定を整備

(3) 請求書郵送に係る手数料関係の変更（令和4年4月適用）

令和4年度より、請求書の郵送を有料とする規定を整備

詳細はJWセンターホームページをご覧ください。

◇令和4年1月から電子マニフェストシステムでの請求書確認方法が変わります◇

新たにマイページに請求メニューが追加されます。請求内容の確認のほか、請求書のあて先（請求先・代表者名）を任意に設定できるようになります。

請求区分	期間	数量	単価(円)	金額(円)	消費税(円)	合計(円)	備考
基本料	2021年04月～2022年03月	1	1,800	1,800	580	1,800	固定費
使用料	2020年04月～2021年03月	517	20	10,340	1,034	11,374	請求書使用数(607)

- ① 基本料と使用料の内訳が確認できます。
- ② 請求書に表示する請求先（会社名等）を入力できます。
- ③ 請求書に表示する代表者名等を入力できます。
- ④ 基本料と使用料を分割して請求書を発行することができます。